

議会運営委員会記録

○開催日時

令和3年5月31日 午前9時56分～午前11時27分

○開催場所

第2委員会室

○出席委員（9人）

委員長	徳永武次	委員	成川幸太郎
副委員長	坂口健太	委員	帯田裕達
委員	瀬尾和敬	委員	森満晃
委員	森永靖子	委員	山元剛
委員	中島由美子		

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 川添公貴

○委員外議員（会議規則第118条による出席）

副議長 下園政喜

○その他の議員

議員 井上勝博 議員 岩切正之

○説明のための出席者

総務部長	田代健一	商工観光部長	有馬眞二郎
総務課長	橋口堅	観光・スポーツ対策監	花木隆
文書法制室長	久米道秋	建設部長	久保信治
財政課長	鬼塚雅之	消防局長	中村真
危機管理監	佐多孝一	水道局長	今井功司
企画政策部長	古川英利	議会事務局長	道場益男
市民福祉部長	小柳津賢一	議事調査課長	川畑央
医療福祉対策監	古里洋一郎		
農林水産部長	中山信吾		

○事務局職員

事務局長	道場益男	主幹兼議事グループ長	上川雄之
議事調査課長	川畑央	管理調査グループ員	堀之内孝充
課長代理	前門宏之	議事グループ員	芦谷仁美
主幹兼管理調査グループ長	清藤操生		

○審査事件等

- 1 今期定例会の会期及び会期日程（案）について

2 今期定例会に付議される議案等について

△開 会

○委員長（徳永武次）これより議会運営委員会を開会します。

本日の委員会は、ただいまタブレット端末に表示しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように審査を進めます。

まず、議長から御挨拶をお願いします。

○議長（川添公貴）皆さん、おはようございます。

いよいよ6月議会が始まるわけですけど、御存じのように、なかなか市中感染、ウイルス関係が収まらずに御苦労されてると思います。密を避けながら議員活動もさせていただいてることで聞いております。今後も注意をしながら、市民の皆様の声をぜひ議会に届けていただきたいと思います。

本日は、6月議会に向けて数点、御確認いただき、そして御協議いただく内容を御提示申し上げたいと思っています。慎重なる御審議をお願いします。

それから、今日は当局もたくさん出てらっしゃいますけど、大きな案件等についてはなるべく簡単に説明いただきたいと思います。

それから、もう一点、コロナウイルスに関するいろんな接種状況、もしくはワクチンの供給状況等について、当局と議会と今密に情報を交換してありまして、その分に関しては事務局が随時、皆さん方に御報告申し上げているところであります。ぜひ活用していただいて、市民の方々にも御周知方していただければありがたいと思っていますところです。

以上です。本日はよろしくをお願いします。

△今期定例会の会期及び会期日程（案）について

○委員長（徳永武次）それでは、今期定例会の会期及び会期日程（案）についてを議題とします。

概要説明を事務局長に求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料1-1、令和3年第3回市議会定例会会期及び会期日程（案）を御覧ください。

まず、会期につきましては、6月8日から7月5日までの28日間であります。

会期日程は、6月8日の本会議で議案説明及び一部議案審議並びに陳情付託を、翌9日午後3時に一般質問通告書、質問予定者数につきましては、資料1-2のとおり、最大で17名となっておりますので、4日間で質問者を割り振ることとし、17日、18日及び21日の本会議で総括質疑並びに一般質問を行い、22日の本会議では総括質疑並びに一般質問、その後、議案説明及び議案等付託としてはと考えます。

また、休会中の23日に産業建設委員会、24日に総務文教委員会、25日に生活福祉委員会を開催願ひ、28日は委員会予備日とし、7月5日の本会議において付託事件等審査結果報告及び一部議案審議を予定してはいかかかと考えます。

また、今後の議運の開催予定であります。総括質疑並びに一般質問を4日間といたしましたことから、中日の議運が6月21日の本会議終了後に変更となっております。

最終日の議運は、従前のとおり7月5日の午前9時から予定してございます。

○委員長（徳永武次）ただいま説明がありましたが、質疑、御意見ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）オブザーバーはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。今期定例会の会期及び会期日程（案）については、説明のとおりとすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会の会期及び会期日程（案）についての審査を終了します。

△今期定例会に付議される議案等について

○委員長（徳永武次）次に、今期定例会に付議される議案等についてを議題といたします。

一括、事務局長に説明を求めます。

○事務局長（道場益男）それでは、資料2-1、付議事件等区分表（案）及び資料2-2付議

事件一覧を併せて御覧ください。

まず、当局からの報告が2件。

報告第3号は、地方税法等の一部改正に伴い、3月31日に専決処分された市税条例等の一部改正について、報告第4号は、10月12日に専決処分された低所得のひとり親世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る一般会計補正予算についてであり、以上の2件は、いずれも専決処分の承認を議会に求めるものであり、6月8日の本会議審議にしてはと考えます。

次に、報告第5号から報告第13号までは、令和2年度の各会計繰越計算書の報告であり、6月8日の本会議においてそれぞれ報告を受けるものであります。

次の提出予定議案は、当局からの一般議案6件、補正予算4件の計10件であります。

まず、議案第54号は、ひとり親世帯を除く低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に係る一般会計補正予算であり、本件は6月8日の本会議審議にしてはと考えます。

次に、議案第55号は、市税条例の一部改正であり、地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税における均等割及び所得割の非課税の取扱いの見直し並びに特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例期間の延長その他所要の規定の整備を図ろうとするもの。第56号は、支所設置条例の一部改正であり、甌島地域一体化方針に基づく甌島地域4支所の再編に係る所要の規定の整備を図ろうとするもので、以上の2件は6月24日の総務文教委員会に。

次に、議案第57号は、財産の取得議案であり、消防ポンプ自動車の更新のため、記載のとおり消防ポンプ車1台を取得しようとするもので、本件は6月25日の生活福祉委員会に。

次に、議案第58号は、上甌県民自然レクリエーション村条例の一部改正であり、同施設の名称を上甌自然公園キャンプ村に改めるとともに、テントサイトとキャンプ施設の一部の開場期間を変更しようとするもの。

議案第59号は、本市が施行している天辰第一地区、温泉場及び天辰第二地区の各土地地区画整理事業における換地処分に係る清算金の利子の利率について、所要の規定の整備を図ろうとするもの。

議案第60号は、市営住宅条例の一部改正であ

り、斧渚市営住宅1棟20戸について民間住宅を借上げて設置するとともに、その共同施設である駐車場の使用料を定めようとするもので、以上の3件は6月23日の産業建設委員会に付託してはと考えます。

なお、議案第57号の財産取得議案につきましては、除斥対象議案となるかどうかの確認を、今後、各議員に文書等で照会をさせていただくこととしております。

次に、補正予算となります。

議案第61号の一般会計補正予算は、各常任委員会に分割をして付託してはと考えます。

次に、議案第62号及び議案第63号の各会計補正予算は、生活福祉委員会に付託してはと考えます。

資料2-1にお戻りいただきまして、受理陳情であります。

陳情第2号平成29年(2017年)10月23日、県道43号で発生した薩摩川内市スクールバス事故に関する百条委員会の設置についての陳情は、6月21日の議会運営委員会に付託してはと考えます。

最後に、今後の提出予定議案であります。中日に一般議案が1件、最終日に人事案件の4件が予定されているようであります。

○委員長(徳永武次)ただいま事務局長から説明がありましたが、当局から補足説明がありますか。

○財政課長(鬼塚雅之)今市議会定例会に上程いたします補正予算について説明いたします。

まず、議案第54号の一般会計補正予算について説明いたしますので、令和3年度一般会計予算書、第3回補正の12ページ、各会計歳入歳出補正予算額調を御覧ください。

今回の補正は、一般会計において9,357万2,000円を増額するものであります。

それでは、その内容を説明いたしますので、14ページ、2の歳出目的別を御覧ください。

民生費の児童福祉管理運営費において、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に係る経費を計上するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、

13ページ、1の歳入を御覧ください。

国庫支出金において児童福祉費補助金として、新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金を計上するものであります。

引き続き、第4回補正について説明いたします。

議案第61号及び議案第62号の各会計補正予算の概要についてでございます。

各会計予算書、第4回補正の48ページ、各会計歳入歳出補正予算額調を御覧ください。

今回の補正は、一般会計及び国民健康保険直営診療施設勘定特別会計において予算補正をしております。

一般会計の補正額は12億2,185万5,000円の増額で、補正後の額を547億875万7,000円とするものであり、国民健康保険直営診療施設勘定特別会計は、特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示に伴う予算措置を行うものでございます。

それでは、一般会計について補正予算の概要説明いたしますので、50ページ、2の歳出目的別を御覧ください。

総務費では、財産一般管理費において旧陽成小学校の跡地を利活用する事業者への支援経費を計上し、川内駅コンベンションセンター管理費において川内駅コンベンションパーク内に民間施設を整備した事業者や民間施設を賃借する事業者に対し、川内駅東口市有地等利活用事業支援条例に基づき支援する経費を計上し、庁舎管理費において甌島4支所の再編に伴う支所・庁舎等の改修経費を計上するとともに、本庁舎構内への引込み柱が折損のおそれがあることから、その建替え経費を計上するものであります。

民生費では、児童館費において保護者が共働き等で昼間、家庭にいない小学生に対し、適切な遊び場や生活の場を与える放課後児童クラブの運営事業者への支援経費を増額するものであります。

農林水産業費では、林道建設費において林道樫之木線舗装事業及び林道奥戸線舗装事業に係る経費を計上し、水産振興費において甌島沿岸のアワビ資源を維持・増加させるため、アワビの稚貝の放流を実施する事業者への支援経費を計上するとともに、川内とれたて市場を活用した地域の農林水産物の販売促進を行う事業者への支援経費を計上するものであります。

土木費では、横馬場・田崎線整備事業費において、国の補助内示に伴い、同事業に係る建物移転補償費等を増額し、公園管理事業費において県の補助内示に伴い、久富木川他目的運動広場整備に係る経費を計上するものであります。

消防費では、常備消防一般管理費において、救急救命士の技術力向上を図るため、救急救命士訓練用資機材の整備経費を計上し、非常備消防車両等購入費において、里地域の消防団に配備している小型動力ポンプ普通積載車を更新する経費を計上するものであります。

教育費では、学校保健体育運営管理費において、休日の部活動の段階的な地域移行や、合理的で効果的な部活動を研究するため、国の委託事業として、拠点校において実践研究を実施する経費を計上し、図書館管理費において、コミュニティ助成事業を活用し、老朽化した移動図書館車両の更新経費を計上し、スポーツ振興事業費において、東京オリンピックの参加国代表チームの事前キャンプ受入れ時における新型コロナウイルス感染症対策について、国からの指示に基づき追加対策を講じる経費を増額するものであります。

災害復旧費では、過年公共農林水産施設災害復旧事業費において、昨年7月の豪雨により被災した林道について、過年災害復旧事業として今年度実施分に係る経費を計上するものであります。

次に、歳入について説明いたしますので、49ページ、1の歳入を御覧ください。

市税では、固定資産税において総務大臣配分資産の価額決定に伴い増額するものであります。

地方交付税では、普通交付税において市税が増額となることから、その基準財政収入額相当を減額するものであります。

国庫支出金及び県支出金では、補助事業の内示等により各補助金を増額するものであります。

寄附金では、教育費寄附金として10万円を御寄附いただきましたので計上するものであります。

繰入金では、今回の財源対策として財政調整基金繰入金を増額するとともに、遊休公共施設等増築及び改修助成事業の財源として、市有施設保全基金繰入金を増額するものであります。

諸収入では、雑入においてコミュニティ助成事業助成金及び市町村振興助成金の内示等により計上するものであります。

市債では、林道建設事業債において林道檜之木線及び林道奥戸線の舗装事業の財源として計上し、都市計画事業債において横馬場・田崎線整備事業の財源として増額し、文化振興施設整備事業債において、恐竜化石活用事業の展示施設整備事業が県の特定離島ふるさとおこし推進事業の補助内示を受けたことに伴い、財源組換えとして同事業債を減額するものであります。

次に、地方債補正について説明いたします。
6 ページを御覧ください。

第2表地方債補正は、林道建設事業及び過年公共災害復旧事業を追加するとともに、都市計画事業、消防防災施設整備事業、文化振興施設整備事業及び教育施設整備事業の限度額を変更するものであります。

○企画政策部長（古川英利）議案について補足説明をさせていただきます。

議案第56号支所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。この条例改正に併せまして企画政策部に二人の次長職を配置することとしております。このうち一人は、旧4町のいわゆる東部担当といたしまして、もう一人は甌島担当として甌島振興局長を兼務いたします。

二人の次長を配置することで、広聴広報機能の強化、それから本庁・支所間の連携強化、支所の権限拡充を目指しております。

詳細については、後日説明をさせていただきたいと考えております。

○市民福祉部長（小柳津賢一）私のほうから、資料2-2のほうで説明がございました中日提出予定議案につきまして、概略の御説明、補足をさせていただきますと存じます。

資料2-2の3ページの中ほどでございます手数料条例の一部を改正する条例でございますが、先般、国会におきまして、デジタル関係の整備促進法案が可決成立をいたしまして、9月1日付で施行されることとなりました。新聞等で報道されておるんですが、9月1日付でデジタル庁が国に設置をされまして、それに伴いまして様々な法整備が行われております。この手数料条例関係は、マイナンバーカードの再交付の手数料が、この9月1日から法律上規定されることになったことに伴いまして、現在、本市の手数料条例に規定をされております、その手数料の額を規定を削除し

ようとするものでございます。

ちなみに、額につきましては、本市の今の手数料と法律上の手数料に違いはございません。そこいらにつきまして9月1日施行なものですから、中日提案の予定とさせていただいております。

○委員長（徳永武次）ほかにございませんか。

ただいま説明がありましたが、質疑、御意見ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）オブザーバーはないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）質疑、意見はないと認めます。

それでは、今期定例会に付議される議案等の審議方法については、説明のとおり取り扱うことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議はありませんので、そのように決定しました。

以上で、今期定例会に付議される議案等についての審査を終了いたします。

ここで、協議会に切り替えます。

~~~~~

午前10時16分休憩

~~~~~

午前11時26分開議

~~~~~

○委員長（徳永武次）ここで、本会議に戻します。

△閉 会

○委員長（徳永武次）以上で、議会運営委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（徳永武次）御異議ありませんので、以上で、議会運営委員会を閉会します。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会議会運営委員会

委員長 徳永武次